

公立大学法人横浜市立大学の大学専門職年俸に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学の大学専門職に関する規程第6条第6項に規定する大学専門職の年俸に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 給与は、年俸及び諸手当とする。

2 年俸は、基本給、職務給及び賞与とする。

3 諸手当は、家族手当、通勤手当、管理職手当、及び超過勤務手当とする。

(計算期間)

第3条 年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(基本給)

第4条 基本給は、当該職員の経験を勘案し公立大学法人横浜市立大学の予算の範囲内で、別表1に定める基本給給料表の号数を理事長が決定する。

2 基本給は、毎年4月1日に、当該職員の経験年数に応じて、1号給上位の号給に昇給させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる場合は、理事長が別に定める。

(職務給)

第5条 職務給は、毎年4月1日に、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案し、別表2に定める職務給給料表の区分を理事長が決定する。

(1) 職位

(2) 個人業績評価結果、勤務状況及び職務遂行能力等

2 採用年度においては、職員・係長級は別表2におけるB区分、課長・部長級は別表2におけるC区分の額を支給することとする。

(賞与)

第6条 賞与は、年2回支給することとし、1回の支給につき基本給年額の2割の額とする。

(休職又は休業を取得した場合の昇給)

第7条 公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第19条に規定する休職となった場合又は第44条に規定する休業を取得した場合、当該期間を昇給の算定期間となる経験年数から除算する。

(非常勤の大学専門職)

第8条 非常勤の大学専門職の年俸額は、その者を常勤の専門職として採用した場合の年俸額に対する勤務時間数の割合によって求めた額をもとに理事長が決定する。ただし、理事長が特に必要と認めた場合には、別の方法により年俸を定めることができる。

(諸手当)

第9条 通勤手当、管理職手当、及び超過勤務手当は、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）第12条、第16条、第20条、第22条及び第23条の定めるところにより支給する。

2 家族手当は、賃金規程第7条及び第8条の扶養手当を家族手当と読み替えたうえで、定めるところにより支給する。

(給与の支払)

第10条 基本給及び職務給は、別表1及び別表2に定める額を12等分して毎月支給する。

2 諸手当は、第9条で定める額を毎月支給する。

(支払日)

第11条 賞与を除き、賃金規程第5条に定める日に支給する。

2 賞与の支給日及び支給方法について必要な事項は、理事長が別に定める。

(控除)

第12条 支給に際し、賃金規程第27条各項に掲げるものについて控除することができる。

(支払方法)

第13条 年俸及び諸手当は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(退職・休職時の取り扱い)

第14条 計算期間の途中において退職した場合は、退職日以降の年俸は支給しない。

2 計算期間の途中において休職した場合は、賃金規程第25条各項の定めに準拠する。

(育児・介護休業時等の取り扱い)

第15条 育児休業又は介護休業した場合の取り扱いは、賃金規程第30条及び第31条の定めに準拠する。

2 前項に定めるほか、大学専門職が、その職務に従事しない場合の取り扱いは、賃金規程第15条の定めに準拠する。

(日割り計算)

第16条 月の途中の採用及び退職等における給与の支給方法については、賃金規程第6条の定めにより支給する。

(端数処理)

第17条 端数の計算及び処理については、賃金規程第32条及び第33条の定めによる。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、大学専門職の年俸に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日より施行する。

別表 1 基本給給料表

号数	経験年数		基本給年額	号数	経験年数		基本給年額
1号		1年未満	1,800,000	18号	17年以上	18年未満	4,740,000
2号	1年以上	2年未満	1,920,000	19号	18年以上	19年未満	4,860,000
3号	2年以上	3年未満	2,040,000	20号	19年以上	20年未満	4,980,000
4号	3年以上	4年未満	2,160,000	21号	20年以上	21年未満	5,100,000
5号	4年以上	5年未満	2,280,000	22号	21年以上	22年未満	5,220,000
6号	5年以上	6年未満	2,400,000	23号	22年以上	23年未満	5,340,000
7号	6年以上	7年未満	2,520,000	24号	23年以上	24年未満	5,460,000
8号	7年以上	8年未満	2,640,000	25号	24年以上	25年未満	5,520,000
9号	8年以上	9年未満	2,820,000	26号	25年以上	26年未満	5,580,000
10号	9年以上	10年未満	3,000,000	27号	26年以上	27年未満	5,640,000
11号	10年以上	11年未満	3,180,000	28号	27年以上	28年未満	5,700,000
12号	11年以上	12年未満	3,360,000	29号	28年以上	29年未満	5,760,000
13号	12年以上	13年未満	3,540,000	30号	29年以上	30年未満	5,790,000
14号	13年以上	14年未満	3,780,000	31号	30年以上	31年未満	5,820,000
15号	14年以上	15年未満	4,020,000	32号	31年以上	32年未満	5,850,000
16号	15年以上	16年未満	4,260,000	33号	32年以上		5,880,000
17号	16年以上	17年未満	4,500,000				

別表 2 職務給給料表

評価	A		B	C	
職員	750,000		600,000	450,000	
係長級	1,200,000		900,000	600,000	
評価	A	B	C	D	E
課長級	1,680,000	1,440,000	1,200,000	960,000	840,000
部長級	2,520,000	2,160,000	1,800,000	1,440,000	1,200,000